

工事請負契約書

発注者 (以下「甲」という) と
受注者 (以下「乙」という) とは
工事名 (以下「本工事」という) の

施工について、次の条項と添付の民間(旧四会)連合協定マンション修繕工事請負契約約款、見積書、見積要綱書、仕様書、共通質疑回答書、工事工程表に基づいて工事請負契約を締結する。

1. 工事場所

2. 工期 着工 年 月 日 ()
完成 年 月 日 ()

3. 引渡しの時期 工事完成後 日以内 (手直し期間等要する日数含む)
但し、工事完了報告書の提出・受理をもって、工事完了引渡とする。

4. 請負代金額 金 0 . 一円

うち工事価格 (取引に係る消費税額を除く) 金 . 一円

取引に係る消費税額 金 0 . 一円

(請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加えた金額)

5. 請負代金の支払 (甲が乙の請求書受理後、2週間以内とし、各々現金払いとする)

工事契約時 金 0 . 一円 (請負代金額の 30 %)

工事完了引渡後 金 0 . 一円 (請負代金額の 70 %)

6. 建物規模

7. 添付のマンション修繕工事請負契約約款について

- 1) 第13条「支給材料、貸与品」の条項は適用除外とする。
- 2) 第19条「施工について生じた損害 (2) b. 支給材料又は貸与品の受渡しが遅れたため、受注者が工事の手待又は中止をしたとき」の条項は適用除外とする。
- 3) 第23条「部分使用」の有無 (有・無)
- 4) 第24条「部分引渡し」の有無 (有・無)
- 5) 第25条「請求、支払、引渡し」の条項は本契約書を優先する。
- 6) 第28条「請負代金額の変更 (1) d. 支給材料、貸与品について、品目、数量、受渡時期、受渡場所又は返還場所の変更があったとき」の条項は適用除外とする。

8. 保証期間

マンション修繕工事請負契約約款第26条『瑕疵の担保』は適応せず、下記の通りとする。

・ウレタン塗膜防水密着工法メッシュ入り2.0mm厚よりの漏水	年
・改質アスファルト防水トーチ工法（1層）よりの漏水	年
・ウレタン塗膜防水密着工法2.0mm厚よりの漏水	年
・磁器タイル透明防水よりの漏水	年
・外壁塗装塗膜の著しい剥離、著しい変色、著しい退色	年
・上裏塗装の著しい剥離、著しい変色、著しい退色	年
・外壁躯体補修工事（補修部の欠落、鉄筋爆裂、漏水）	年
・鉄部塗装塗膜の著しい発錆、剥離	年
・シーリング工事面よりの漏水	年

但し、天災地変ならびに第三者の故意又は過失によるもの等、乙の責に帰ることが出来ないものが原因である場合においては適用除外とする。

9. その他

- 1) 本契約の適用に際し、本契約は別紙に定める「民間(旧四会)連合協定マンション修繕工事請負契約約款」を添付する。
- 2) 本工事の竣工検査は甲・乙立会いで行い、甲の異議がない場合は、乙は甲に対して工事完成物件の引渡し並びに工事完了報告書を提出し、本工事完了とする。
- 3) 竣工検査にて甲より異議がある場合は、甲・乙双方にて点検箇所を確認し、乙は速やかに手直し工事を行うものとする。
- 4) 本工事に定めなき事項に関しては、甲・乙協議の上、誠意をもって決定するものとする。
- 5) 乙は瑕疵保証期間中、引渡し後1、2、5、10年目に甲の立会いで点検を行い、甲に報告書報告書を提出する。その際、施工時の不具合が発生していた箇所は保証期間内に無償で補修工事を行うものとする。

この契約の証として本書1通を作成し、当事者双方記名押印の上、乙が本書を1通保有し、甲が写しを1通保有するものとする。

20 年 月 日

甲 発注者

印

乙 受注者

印